

(令和5年度補正) 令和6年度愛媛県地域少子化対策重点推進事業費補助金 実施計画書 個票

自治体名	砥部町
本事業の担当部署名	子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	砥部町結婚新生活支援事業			新規／継続 (一般財源での実施も含む)	新規			
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日			事業開始年度	年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,500,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 本町においては、令和2年3月に「第2期砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、結婚支援及び子育てにやさしいまちづくりを推進してきた。結婚支援については、令和4年の婚姻数が51件、婚姻率が2.5と、過去と比べて経年的に低下傾向にある。同傾向については、令和4年7月に愛媛県が実施したアンケート調査における「20歳代の8割、30歳代の7割が結婚を希望しているものの、年収200万円未満の場合には6割程度に低下している」という結果分析からも窺えるとおり、「若い世代が結婚に対する経済的不安を抱えていること」が主な要因であると考えられる。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 令和5年度から、愛媛県が「えひめ人口減少対策総合交付金」を創設し、地域少子化対策重点推進事業を活用した市町の結婚新生活支援事業を推進する制度を設けたことから、本町においてもこれを積極的に活用し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行い、結婚を後押しすることで、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が理想の人数の子どもを産める環境づくりに繋げ、少子化を抑制する。 <本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☐	夫婦の合計所得が500万円未満	☒	自治体独自基準の場合 夫婦の合計所得660万円未満(夫婦とも29歳以下の場合) 夫婦の合計所得500万円未満(夫婦とも39歳以下の場合) ※夫婦の合計所得が500万円以上の場合は町単費で対応			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 無								
※(注)3								
【その他独自要件】								
夫婦の合計所得が660万円未満、かつ、夫婦ともに29歳以下の場合は、時短・省エネ家電購入経費について20万円を上限に補助(町単費で対応)								

2. 申請見込

①新規世帯見込

10	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	5 世帯
その他	5 世帯

②継続世帯見込

世帯

【世帯数積算根拠】

人口動態統計における婚姻件数及び国民生活基礎調査における世帯年収から対象世帯を算出する積算

- ・29歳以下申請見込: 18世帯＝①51件×②50%×④70%
- ・上記以外申請見込: 8世帯＝①51件×③41%×⑤37%
- ①「令和4年度人口動態統計」直近年度の年間婚姻件数51件
- ②「令和4年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の世帯割合50%
- ③「令和4年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに39歳以下の世帯割合91%のうち、ともに29歳以下を除いた世帯割合: 91%－②50%＝41%
- ④「令和3年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
29歳以下の世帯総数のうち、世帯所得が500万円以下の世帯の割合70%
- ⑤「令和3年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
30歳以上39歳以下世帯総数のうち、世帯所得が500万円以下の世帯の割合37%
- ・ただし、予算の制約により今回の対象世帯は29歳以下5世帯、それ以外5世帯とする。

(参考)

【令和5年度申請状況】

未実施	世帯
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	世帯
1月～3月(見込)	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	5	世帯	×	600,000	円	=	3,000,000	円
(その他)	5	世帯	×	300,000	円	=	1,500,000	円
				(継続補助)			0	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

広報紙、町HP、公式LINE、婚姻届提出時のチラシ等による広報を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	「砥部町人口ビジョン」に掲げる令和22年の合計特殊出生率			1.78	1.36 (令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.36 (令和4年)	
	婚姻件数		件	51 (令和4年)	
	婚姻率			2.5 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	
	事業周知のための広報や関係機関等への働きかけ等について、県と連携を図る。 また、夫婦とも29歳以下かつ世帯所得500万未満の世帯への補助には、町負担分の1/2に県補助を活用する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。